

## 公民館の管理運営コストの比較(全館合計)

平成22年3月25日 公共施設再配置計画担当作成

区分	市名	藤沢市(H18)		習志野市(H18)		秦野市(H19)	
		合計	平均	合計	平均	合計	平均
A	人口(H17国勢調査)	396,014	—	158,785	—	168,317	—
B	可住地面積(km <sup>2</sup> )	63.58	—	21.00	—	49.09	—
C	可住地人口密度[A/B](人/km <sup>2</sup> )	6,229	—	7,561	—	3,429	—
D	普通会計歳出決算額(百万円)	119,981	—	40,638	—	39,603	—
1	公民館数(館)	15	—	7	—	11	—
2	1館当人口[A/1](人/館)	26,401	—	22,684	—	15,302	—
3	1館当可住地面積[B/1](km <sup>2</sup> /館)	4.2	—	3.0	—	4.5	—
4	延べ床面積(m <sup>2</sup> )	31,172	2,078	6,852	979	14,593	1,327
5	1人当面積[4/A](m <sup>2</sup> /人)	0.08	—	0.04	—	0.09	—
6	利用件数(件)	133,795	8,920	26,409	3,773	31,119	2,829
7	利用人数(人)	2,429,122	161,941	438,204	62,601	460,784	41,889
8	1人当回数[7/A](回/人)	6.1	—	2.8	—	2.7	—
9	一件当利用人数[7/6](人)	18	—	17	—	15	—
10	単年度支出(千円)	<b>629,738</b>	<b>41,983</b>	<b>273,181</b>	<b>39,026</b>	<b>240,091</b>	<b>21,826</b>
11	うち人件費	366,885	24,459	175,810	25,116	154,025	14,002
12	人件費割合[11/10]	58.3%	—	64.4%	—	64.2%	—
13	人口一人当支出[10/A](円)	1,590	—	1,720	—	1,426	—
14	歳出に占める割合[10/C]	0.52%	—	0.67%	—	0.61%	—
15	減価償却費(千円)	260,585	17,372	28,919	4,131	104,693	9,518
16	床面積当[15/4](円/m <sup>2</sup> )	8,360	—	4,221	—	7,174	—
17	トータルコスト[10+15](千円)	<b>890,323</b>	<b>59,355</b>	<b>302,100</b>	<b>43,157</b>	<b>344,784</b>	<b>31,344</b>
18	使用料収入(千円)	31,244	2,083	8,259	1,180	22,558	2,051
19	床面積1m <sup>2</sup> 当収入[18/4](円/m <sup>2</sup> )	1,002	—	1,205	—	1,546	—
20	利用一件当収入[18/6](円/件)	234	—	313	—	725	—
21	利用者一人当収入[18/7](円/人)	13	—	19	—	49	—
22	収支差額1[10-18](千円)	<b>598,494</b>	<b>39,900</b>	<b>264,922</b>	<b>37,846</b>	<b>217,533</b>	<b>19,776</b>
23	収支差額2[16-18](千円)	<b>859,079</b>	<b>57,272</b>	<b>293,841</b>	<b>41,977</b>	<b>322,226</b>	<b>29,293</b>
24	床面積当単年度[10/4](円/m <sup>2</sup> )	20,202	—	39,869	—	16,452	—
25	床面積当トータル[17/4](円/m <sup>2</sup> )	28,562	—	44,089	—	23,627	—
26	利用件数当単年度[10/6](円/件)	4,707	—	10,344	—	7,715	—
27	利用件数当トータル[17/6](円/件)	6,654	—	11,439	—	11,080	—
28	利用人数当単年度[10/7](円/人)	259	—	623	—	521	—
29	利用人数当トータル[17/7](円/人)	367	—	689	—	748	—

※1 藤沢市及び習志野市の公共施設マネジメント白書並びに統計データから引用

※2 藤沢市の面積には、市民センター機能分(約5%)が、秦野市には連絡所機能分が含まれます。

※3 秦野市の減価償却費は、市有物件災害共済会の再調達価格(時価)から算定しています。

※4 各市ともに、図書関係の利用者は含まれていません。

※5 秦野市の人件費からは、連絡所機能分の人件費を差し引いています。

## 使用料減免基準

### 藤沢市

(使用料の減免基準等)

第7条 条例第8条の規定により使用料を減額する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割
- (2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合

2 条例第8条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 児童及び生徒(高校生以下)が使用する場合
- (3) 保育室等を保育のために使用する場合
- (4) 障害者が主たる構成員の団体が使用する場合
- (5) 公民館の対象とする地域全体を活動範囲とする公益性のある公共的団体が使用する場合
- (6) その他教育委員会が認めた場合

### 習志野市

(減免事由)

第3条 条例第5条の規定により市長が特別の理由があると認める減免事由は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害その他特別の理由があると認められるとき。
- (2) 納入者が、国または地方公共団体であつて、当該行政財産等の使用が公益上特に必要であると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるものの他、公益上その他の理由により使用料を全額徴収すること

### 秦野市

3 使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主催する事業のために使用するときは、免除する。
- (2) 幼稚園、保育所、小学校及び中学校が教育活動として使用するときは、免除する。
- (3) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。
- (4) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体及び特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。
- (5) 本市が共催する事業のために使用するときは、50パーセント減額する。
- (6) 高等学校及び大学が教育活動として使用するときは、50パーセント減額する。